平成２２年（フ）第１８７号
盛岡市西青山１丁目12番20号　カ号
債務者　橋本　忠夫
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８８号
盛岡市西青山１丁目12番20号　カ号
債務者　橋本　美華
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６１号
神奈川県平塚市達上ケ丘５番15号　湘南エアーハイムⅡ―102号
債務者　鈴木　雅彦
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１６３号
神奈川県秦野市若松町１番４号
債務者　砂崎るみ子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７０号
神奈川県厚木市山際981番地26
債務者　木田ひとみ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７８号
神奈川県小田原市清水新田269番地の８
債務者　高橋　義忠
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１８５号
神奈川県小田原市蓮正寺821―１―18、住民票上の住所神奈川県小田原市久野3011番地の６
債務者　柏木　延治
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１６５号
新潟県阿賀野市保田7247番地
債務者　渡邉　正貴
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３１４号
大阪府箕面市西宿２丁目11番17号
債務者　髙桑　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５２号
大阪市住之江区浜口西１丁目９番10―205号
債務者　大山　徳次
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９０号
大阪府高槻市氷室町４丁目12番20号
債務者　山崎こと　山﨑　信子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５９号
大阪府吹田市南高浜町36番405号
債務者　奥村　　浩
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８８号
大阪府茨木市駅前２丁目３番15号
債務者　上平みゆき
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４３０号
大阪市福島区大開２丁目７番５号
債務者　丸橋美紀子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４４２号
大阪市東住吉区今川８丁目11番16号　千扇白鷺101号
債務者　福田　雅信
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４６２号
大阪市浪速区大国１丁目12番23―1103号
債務者　上本　　愛
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５７９号
大阪市中央区高津１－８―17―605、事業所所在地大阪市中央区谷町６－６－７　第５松屋ビル650
債務者　一心健康院こと　江本　明子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６１０号
大阪府八尾市桜ヶ丘１丁目４番地の１　レオパレスウッディ202号
債務者　濱田　綾子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部